

○農林水産省告示第八百五十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十六条第一項第一号及び平成二十九年農林水産省告示第三百六号（家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件）の規定に基づき、昭和四十七年農林省告示第千四百三十九号（平成二十九年農林水産省告示第三百六号の農林水産大臣の定める基準を定める件）及び平成二十九年農林水産省告示第三百六号（家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年六月二十九日

農林水産大臣 鈴木 憲和

昭和四十七年農林省告示第千四百三十九号及び平成二十九年農林水産省告示第三百六号の一部を改正する告示

（昭和四十七年農林省告示第千四百三十九号の一部改正）

第一条 昭和四十七年農林省告示第千四百三十九号の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後											
二 加熱処理の基準 加熱処理の基準は、次の表の上欄に掲げる物について、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	<table> <tr> <th>物</th><th>加熱処理の基準</th></tr> <tr> <td>一・二 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>三 偶蹄類の動物の肉又は臓器を原料とする加工品(ペットフード(有する方法により加熱処理を行うこと。動物(偶蹄類の動物、馬又は家さん(家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)第四十五条第一号に掲げる鳥類に限る。)を除く。)の栄養に供することを目的として使用される物をいう。以下同じ。)に限る。)</td><td></td></tr> <tr> <td>四 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>五 鶏、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょうその他のかも目の鳥類の肉又は臓器を原料とする加工品(ペットフードに限る。)</td><td>中心温度を三分間以上摂氏百二十一度一有する方法により加熱処理を行うこと。</td></tr> </table>	物	加熱処理の基準	一・二 (略)	(略)	三 偶蹄類の動物の肉又は臓器を原料とする加工品(ペットフード(有する方法により加熱処理を行うこと。動物(偶蹄類の動物、馬又は家さん(家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)第四十五条第一号に掲げる鳥類に限る。)を除く。)の栄養に供することを目的として使用される物をいう。以下同じ。)に限る。)		四 (略)	(略)	五 鶏、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょうその他のかも目の鳥類の肉又は臓器を原料とする加工品(ペットフードに限る。)	中心温度を三分間以上摂氏百二十一度一有する方法により加熱処理を行うこと。
物	加熱処理の基準										
一・二 (略)	(略)										
三 偶蹄類の動物の肉又は臓器を原料とする加工品(ペットフード(有する方法により加熱処理を行うこと。動物(偶蹄類の動物、馬又は家さん(家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)第四十五条第一号に掲げる鳥類に限る。)を除く。)の栄養に供することを目的として使用される物をいう。以下同じ。)に限る。)											
四 (略)	(略)										
五 鶏、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょうその他のかも目の鳥類の肉又は臓器を原料とする加工品(ペットフードに限る。)	中心温度を三分間以上摂氏百二十一度一有する方法により加熱処理を行うこと。										
改 正 前											
二 加熱処理の基準 加熱処理の基準は、次の表の上欄に掲げる物について、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	<table> <tr> <th>物</th><th>加熱処理の基準</th></tr> <tr> <td>一・二 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>三 (新設)</td><td>(新設)</td></tr> <tr> <td>四 (新設)</td><td>(新設)</td></tr> </table>	物	加熱処理の基準	一・二 (略)	(略)	三 (新設)	(新設)	四 (新設)	(新設)		
物	加熱処理の基準										
一・二 (略)	(略)										
三 (新設)	(新設)										
四 (新設)	(新設)										

三 五 (略)	六 (略)
三 五 (略)	四 (略)

(平成二十九年農林水産省告示第三百六号の一部改正)

第二条 平成二十九年農林水産省告示第三百六号の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後				改正前			
家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものは、次の表の第一欄に掲げる物ごとに、それぞれ第二欄に定める物（製造工程その他の状況を勘案して監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなもの及び第三欄に定める物を除く。）とする。				家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものは、次の表の第一欄に掲げる物ごとに、それぞれ第二欄に定める物（第三欄に定める物を除く。）とする。			
第一欄	第二欄	第三欄	九 肉又は臓器を原料とする加工品（ペットフードに限る。）のうち農林水産大臣が定める基準に従って加熱処理したものである旨を	第一欄	第二欄	第三欄	
豚及びいのしし以外の偶蹄類の動物に係る法第三十六条第一項第一号イ及びハに掲げる物	肉又は臓器を原料とする加工品及びその容器包装（前号に掲げる物を除く。）	肉又は臓器を原料とする加工品（ペットフード（動物（偶蹄類の動物、馬又は家さん（規則第四十五条第一号ロに掲げる鳥類に限る。）を除く。）の栄養に供することを目的として使用される物をいう。以下同じ。）を除く。）のうち第三号から第六号までに掲げる肉又は臓器を原料とするもの及びその容器包装		豚及びいのしし以外の偶蹄類の動物に係る法第三十七条第一項第一号及び第三号に掲げる物	（新設）	（新設）	

	豚及びいのししに係る法第三十六條第一項第一号イ及びハに掲げる物		鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びに
	一〇六（略） 肉又は臓器を原料とする加工品及びその容器包装（前号に掲げる物を除く。）		一〇六（略） 肉又は臓器を原料とする加工品及び
記載した輸出国の政府機関又は農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付してあるもの及びその容器包装	一〇五（略） 肉又は臓器を原料とする加工品（ペットフードを除く。）のうち第一号から第三号までに掲げる肉又は臓器を原料とするもの及びその容器包装	七 肉又は臓器を原料とする加工品（ペットフードに限る。）であつて農林水産大臣が定める基準に従つて加熱処理したものである旨を記載した輸出国の政府機関又は農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付してあるもの及びその容器包装	一〇三（略） 肉又は臓器を原料とする加工品（ペット
	豚及びいのししに係る法第三十七條第一項第一号及び第三号に掲げる物		鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びに
	一〇六（新設）（略）		一〇六（新設）（略）
	一〇五（新設）（略）	（新設）	一〇三（新設）（略）

法第三十六條第一項 第一号に掲げる物		あひる、がちょうそ の他のかも目の鳥類 に係る法第三十六條 第一項第一号イ及びハ に掲げる物	びその容器包装 (前号に掲げる物 を除く。)
(略)			
(略)	六 (略)	五 肉又は臓器を原料と する加工品（ペット フードに限る。）で あつて農林水産大臣が 定める基準に従つて加 熱処理したものである 旨を記載した輸出国の 政府機関又は農林水産 大臣が指定する者の発 行する証明書を添付し てあるもの及びその容 器包装	フードを除く。）のう ち第一号及び第二号に 掲げる肉又は臓器を原 料とするもの及びその 容器包装
法第三十七條第一項 第二号に掲げる物			あひる、がちょうそ の他のかも目の鳥類 に係る法第三十七條 第一項第一号及び第七 三号に掲げる物
(略)			(略)
(略)	四 (略)	(新設)	

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十号）の施行の日（令和八年七月一日）から施行する。

（令和七年農林水産省告示第千四百七十七号の一部改正）

- 2 令和七年農林水産省告示第千四百七十七号（昭和四十六年農林省告示第千九百九十七号等の一部を改正する告示）の一部を次のように改正する。

第二条のうち、昭和四十七年農林省告示第千四百三十九号第二号の改正規定を次のように改める。

改 正 後		二 加熱処理の基準	
改 正 後	加熱処理の基準	物	二 加熱処理の基準は、次の表の上欄に掲げる物について、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。
		(略)	
		(略)	
		(略)	
四 鶏、うずら、きじ、エミュー、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類の肉及び臓器並びにこれらの肉又は臓器を原料とするソーセージ、ハム及びベーコン	(略)		
五 鶏、うずら、きじ、エミュー、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類の肉又は臓器を原料とする加工品（ペットフードに限る。）	(略)		
六 鶏、うずら、きじ、エミュー、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類の液卵（殻付き卵か	(略)		

改 正 前		二 加熱処理の基準	
改 正 前	加熱処理の基準	物	二 加熱処理の基準は、次の表の上欄に掲げる物について、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。
		(略)	
		(略)	
		(略)	
四 鶏、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類の肉及び臓器並びにこれらの肉又は臓器を原料とするソーセージ、ハム及びベーコン	(略)		
五 鶏、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類の肉又は臓器を原料とする加工品（ペットフードに限る。）	(略)		
六 鶏、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類の液卵（殻付き卵から卵殻を取	(略)		

ら卵殻を取り除いたもの
をいう。)

り除いたものをいう。
)

第四条の表を次のように改める。

改正後

改正前

家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものは、次の表の第一欄に掲げる物ごとに、それぞれ第二欄に定める物（製造工程その他の状況を勘案して監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなもの及び第三欄に定める物を除く。）とする。

家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものは、次の表の第一欄に掲げる物ごとに、それぞれ第二欄に定める物（製造工程その他の状況を勘案して監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなもの及び第三欄に定める物を除く。）とする。

改正後				改正前			
第一欄		第二欄	第三欄	第一欄		第二欄	第三欄
(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
鶏、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょうその他のかも目の鳥類に係る法第三十六条第一項第一号イ及びハに掲げる物		(略)	(略)	鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょうその他のかも目の鳥類に係る法第三十六条第一項第一号イ及びハに掲げる物		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)